

令和 8 年度 海陽町役場突喰庁舎駐車場整備工事

図 番	図 面 名 称
A - 01	特記仕様書- 1
A - 02	特記仕様書- 2
A - 03	附近見取図
A - 04	配置図
A - 05	詳細図

I. 工事概要

1. 工事名称	令和８年度 海陽町役場穴喰庁舎駐車場整備工事
2. 工事場所	海部郡海陽町
3. 敷地面積	4,141.2㎡（今回工事面積：３１０㎡）
4. 工事種目	駐車場舗装改修工事一式
5. 工事区分	
6. 工 期	工事完成期間は平成 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和４年版(以下「標仕」という。) ②敷地調査共通仕様書(令和４年版) ③建築工事標準詳細図(令和４年版) ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版) ⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版) ⑥木造建築工事標準仕様書(令和４年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(令和４年版)等 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年・以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に6日間配置すること。 ・警備員は、延6人を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
特 記：特記事項は◎又は、⊙ 印の付いた物を摘要する。	

1章 一般共通事項	
項 目	特 記 事 項
2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行うこと。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。
4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
5. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

			●工事名 令和8年度 海陽町役場穴喰庁舎駐車場整備工事	●図面番号 A-01		
			●図面名 特記仕様書-1	●縮尺 NON		

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項								
6. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員,工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること								
9. 工事検査及び技術検査	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について,監督員,工事監理業務受注者とともに,書面により確認すること								
10. 完成図等	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時,報告書を提出し,監督員の検査等を受け,承諾を受けて次の工程に進むこと.								
	◎試験等によらなければ,確認できない工事(製品)については,試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し,監督員の承諾を受け試験を行い,その結果を報告し承認を得ること.								
	◎電子納品:対象外								
	◎提出書類 ・竣工図(製本1部)(A3版) ・工事写真(写真帳1部(・着手前・完成写真))								
	・使用材料一覧表(1部) ・保全に関する資料								
	◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること. 竣工図データは,関係図面(データ貸与)を修正して作成								
	◎工事写真の電子データは完成写真,着手前,資材,施工状況の順に整理する. 完成写真については,工事目的物の状態が,資材,施工状況等については,不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること.								
	◎工事写真の撮影は,国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること.								
	<table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー,手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー,手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー,手札版又はサービスサイズ</td></tr></table>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー,手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー,手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー,手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ								
着 手 前	カラー,手札版又はサービスサイズ								
施 工 中	カラー,手札版又はサービスサイズ								
完 成 写 真	カラー,手札版又はサービスサイズ								
	◎工事完成撮影は,専門家によらないものとする.								

2章 仮設工事

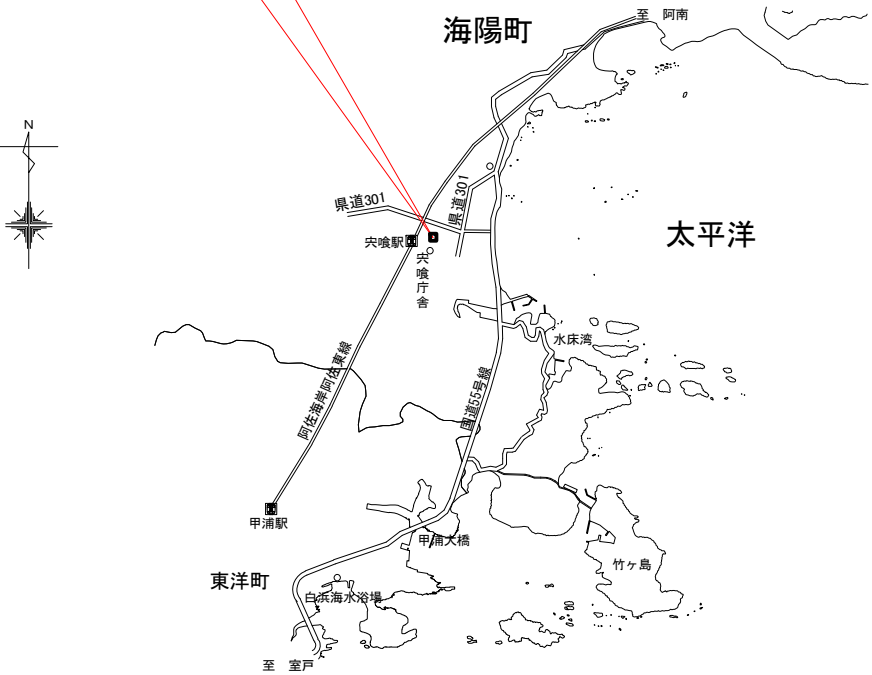
項 目	特 記 事 項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち,敷地境界,既存構造物,敷地の高低差,地下埋設物の確認,近隣建築物及び工作物の現状確認,排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと.
	◎仮囲いを設置する場合は,設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い,その記録を保管すること.
特 記:特記事項は◎又は、●印の付いた物を摘要する。	

22章 舗装工事

項 目	特 記 事 項															
1. 路床	◎盛土材料(B種又はC種) ◎六価クロム溶出試験を行わない。 ◎路床土の支持力比(CBR)試験は行わない。 ◎路床締固め度試験は行わない。 ◎砂の粒度試験は行わない。															
2. 路盤	◎路盤材料(再生クラッシャーラン), 厚さは(150)mm ◎締固め試験は行う。 ◎路盤の厚さは, 設計厚さを下回らないこととする。															
3. アスファルト舗装	<table border="1"><tr><td>舗装の種類</td><td>部 位</td><td>舗装の厚さ (mm)</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>駐車場</td><td>50</td></tr></table> ◎再生加熱アスファルト混合物を使用する。 <table border="1"><tr><td>種 別</td><td>種 類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>加熱アスファルト混合物</td><td></td><td></td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>60～80</td><td>標仕表22. 4. 4</td></tr></table> ◎シールコートは行わない。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は行わない。 ◎切取り試験を行う。 ◎表層の厚さは, 設計厚さを下回らないこととする。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ (mm)	アスファルト	駐車場	50	種 別	種 類	備 考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物	60～80	標仕表22. 4. 4
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ (mm)														
アスファルト	駐車場	50														
種 別	種 類	備 考														
加熱アスファルト混合物																
再生加熱アスファルト混合物	60～80	標仕表22. 4. 4														
4. 区画線	◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(3種1号)、色(白), 塗布幅(150mm), 塗布厚さ(1.5mm) (注意) 区画線の間隔等については、既存区画線のとおりとする。															
5. 車止めブロック	◎位置：駐車場、仕様：詳細図参照															

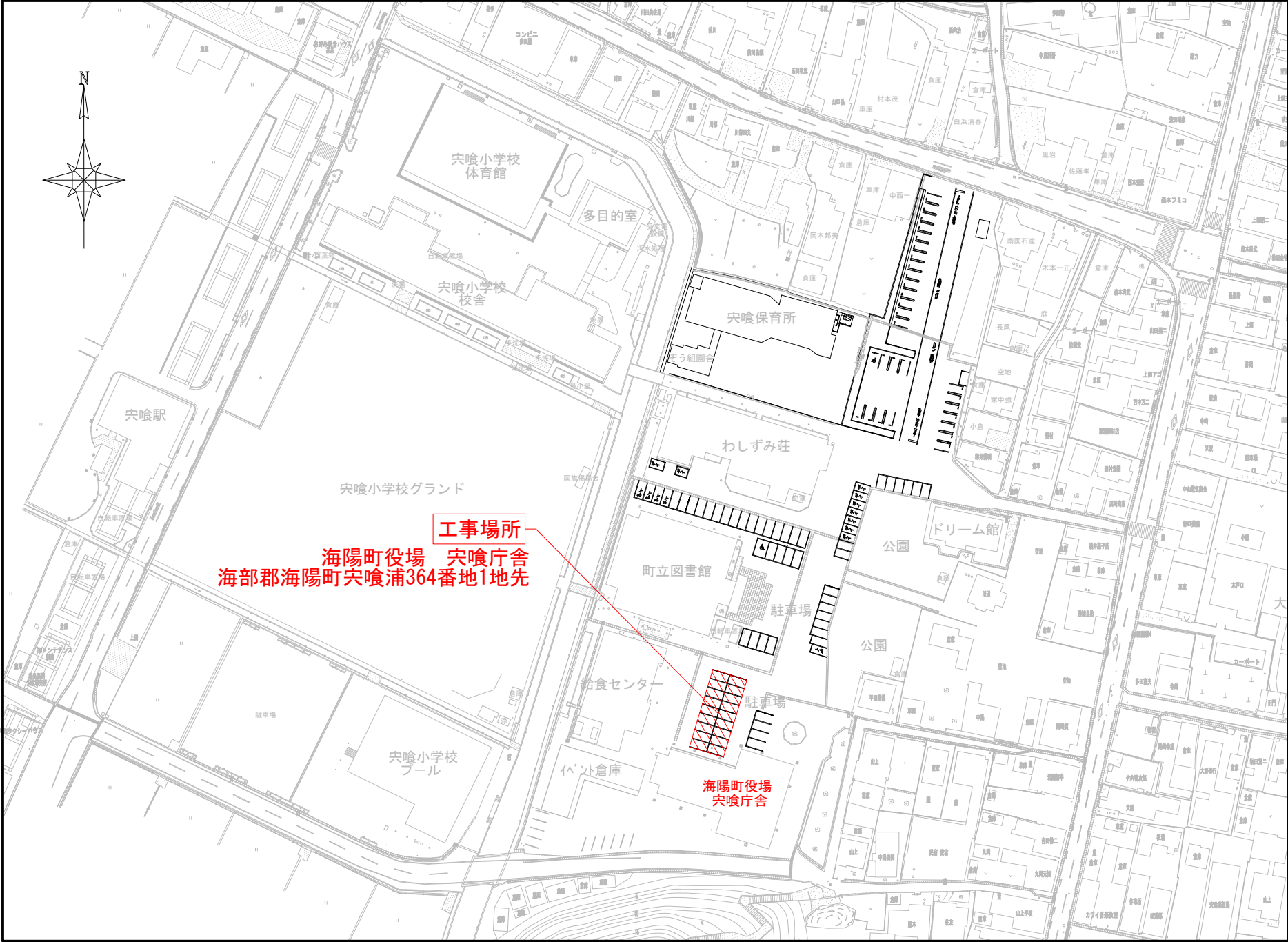
			●工事名 令和8年度 海陽町役場穴喰庁舎駐車場整備工事	●図面番号 A-02		
			●図面名 特記仕様書-2	●縮尺 NON		

海陽町役場突喰庁舎



附近見取図

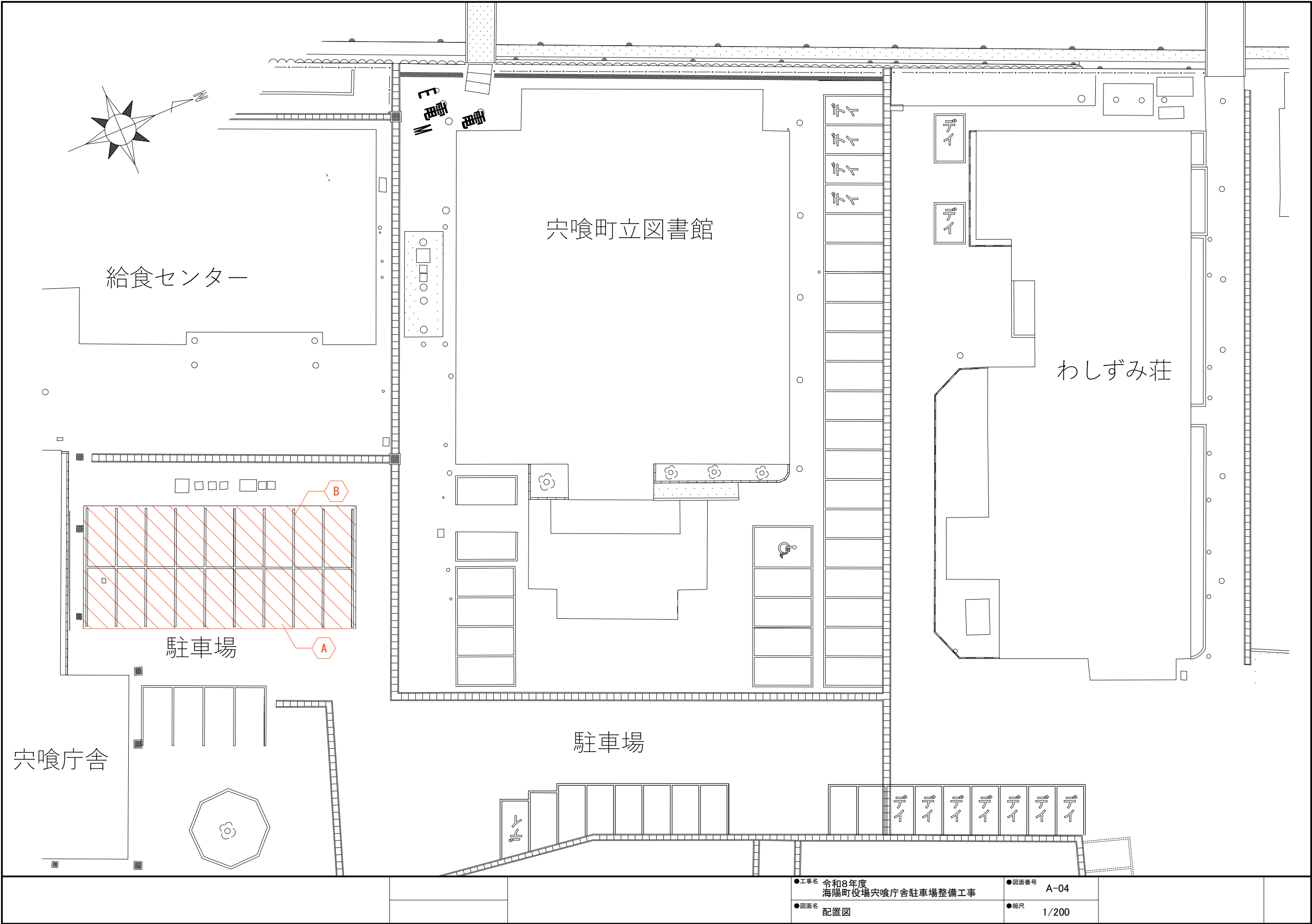
付近図(拡大)



配置図

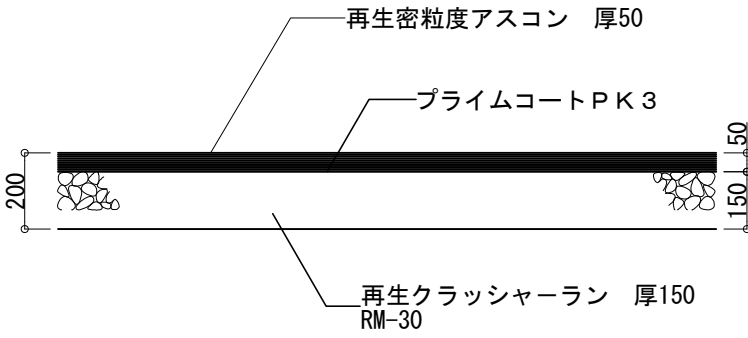
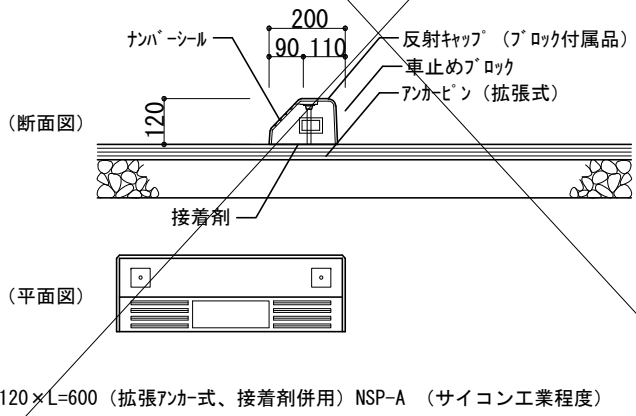
●工事名 令和8年度
海陽町役場突喰庁舎駐車場整備工事
●図面名 附近見取図

●図面番号 A-03
●縮尺 NON



●工事名 令和8年度
海陽町役場穴喰庁舎駐車場整備工事
●図面名 配置図

●図面番号 A-04
●縮尺 1/200

A アスファルト舗装工事 S=1:20	B 区画線工事	車止めブロック工事 S=1:20
	区画線工事 (注意) 区画線の間隔等については、既存区画線のとおりとする。 区画線設置 熔融式 実践 15cm 塗布厚1.5mm 白 ※材料、仕様は特記仕様参照	

			●工事名 令和8年度 海陽町役場中央庁舎駐車場整備工事	●図面番号 A-05		
			●図面名 詳細図	●縮尺 1/20		